

審査基準整理票

処分名	大津市立障害者福祉センターの指定管理者の指定		
根拠法令名	大津市立障害者福祉センター条例 (昭和49年6月25日条例第32号)	(条項) 第9条	
基準法令名	大津市立障害者福祉センター条例 (昭和49年6月25日条例第32号)	(条項) 第9条	
所管部署	福祉部 障害福祉課 管理係		
標準処理期間	120 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
[大津市立障害者福祉センターの指定管理者の指定に係る審査基準]			
大津市立障害者福祉センターの指定管理者の指定に係る審査基準は、大津市立障害者福祉センター条例第9条に掲げるとおりとする。			

参考

【根拠条文】

大津市立障害者福祉センター条例

(指定管理者の指定の基準)

第9条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) センターの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) センターの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

【基準法令】

根拠条文に同じ。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。